

まち美化サポーター 不二サッシ(株)千葉工場の取り組み

不二サッシ(株)千葉工場では、地域社会に貢献したいとの思いで、3年前からまち美化サポーターとして活動を始めました。毎週水曜日に国道16号や同社の寮近辺の道路でポイ捨てごみを拾っています。



歩道や植え込みの中を一齐に清掃



集めたごみはしっかり分別

幹線道路沿いでは、ドライバーが捨てる空き缶やたばこの吸い殻が目立ちます。この日は、約30分でごみ袋がいっぱいになるほど集まりました。毎週同じくらいの量が集まるそうで、活動を継続しているおかげで、ごみのない美しい環境が保たれています。



当日の清掃責任者
太田さん

ごみ拾いには、従業員から不満などもなく、みんな協力的です。地域の方に「いつもありがとう」と声を掛けていただいたのが、うれしかったですね。今後も社会の役に立てるよう続けていきたいです。

サポーター
の声

みんなの力で地域を美しく

不法投棄をしない・させない・許さない環境づくり

ごみのない美しいまちを守るためには、日頃の取り組みが重要です。市民の皆さんによる不法投棄の監視や清掃活動への市の支援制度を紹介します。

不法投棄は犯罪

道端に落ちていた空き缶やたばこの吸い殻、山林に捨てられた廃家電や家具。こんな光景を目にすることはありませんか。一部のモラルが欠けた人による不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、環境汚染を引き起こす悪質な犯罪といえます。

市では、こうした不法投棄の防止のため、監視カメラの設置やパトロールなどを行っています。

協働の取り組みが防止の力

不法投棄を防止するには、ごみを早期発見し、普段

からごみのない状態を保つことで、捨てにくい環境をつ

くることが効果的です。そのためには、市民の皆さんとの協働による取り組みが重要

です。ごみ拾いや不法投棄のパトロールなど、身近にできることから取り組んでみましょう。

市では、不法投棄が多発する地域の住民が継続して不法投棄を監視する団体や清掃活動をする「まち美化サポーター」を募集しています(左下図)。新たに活動を始めたいときは、問い合わせ

見つけた時は通報を

これから引越しいし、ズ

清掃・監視活動への支援制度

まち美化サポートプログラム

ポイ捨てごみなどの清掃活動に対して、必要な物品を支給・貸与します。

対象 次の活動を年4回以上行う団体か市民
(1)道路、公園、駅前広場などの公共の場所で、空き缶やたばこの吸い殻などの散らしたごみの清掃活動
(2)ポイ捨て防止のための啓発活動と情報提供

内容 (1)清掃用具(ごみ袋、軍手、火ばさみ)の支給 (2)啓発物資(帽子・腕章)の貸与

申込方法 不法投棄対策・残土指導課にある申込書・活動計画書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要な事項を書き、窓口で申し込む。

住民監視活動の補助金

不法投棄が多発する地域の住民が組織する団体が行う監視活動に対して補助金を交付します。

対象 現に廃棄物の不法投棄により生活環境が脅かされている地域の住民で組織され、継続的に監視活動ができるおおむね10人以上の団体。

補助内容 廃棄物の不法投棄の防止を目的とする監視活動のための下記(1)~(4)に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

- (1)定点監視小屋の設置と維持
- (2)パトロール車の借り上げと維持
- (3)看板の設置
- (4)監視活動を行う団体の運営

申込方法 事前に不法投棄対策・残土指導課にお問い合わせください。

申込・問合せ先

不法投棄対策・
残土指導課
☎(23)9858

不法投棄を 発見したときの連絡先

- 不法投棄対策・残土指導課 ☎(23)9858 (平日午前8時30分~午後5時15分)
- 市不法投棄ストップコール ☎(24)5374(上記以外の時間)

募集 女性の視点を市政に反映 女性人材リストへの登録者

市の政策や方針決定に女性の参画を促すため、女性人材リストへの登録者を募集しています。登録した情報は、市の審議会や委員会の選考などに活用します。例えば、教育や福祉、文化芸術、環境などの分野で活躍している、特技・技能を持っているなど、あなたの貴重な経験や意見を市政に生かしてみませんか?

申込方法 人権・国際課にある登録用紙(市ウェブサイトでもダウンロード可)に必要な事項を書き、窓口か郵送、ファクス、eメールで申し込む。

申込・問合せ先 人権・国際課(〒290-8501)
☎(23)9826、FAX(21)1720、
✉jinkenkokusai@city.ichihara.lg.jp



債務(借金)整理相談

消費者金融やカードローンなど借金の支払いが多く、市税や国民健康保険料を滞納している人を対象に、弁護士が債務の整理方法を助言します。

日時 毎月第3水曜日午前10時~午後4時

会場 市役所

相談時間 30分~1時間

費用 無料

申込方法 事前に電話で申し込む。

申込・問合せ先
債権管理課☎(23)9852



2019年度 市税の納付

2019年度の市県民税、固定資産税、軽自動車税の納期は、下表のとおりです。納期を過ぎると延滞金が発生することがありますので、期限内に納付しましょう。また、滞納が続くと、財産の差し押さえなどの処分を受けることがあります。

市税は便利な口座振替の利用を

納期限の日に自動的に口座から引き落とされる便利な口座振替をご利用ください。

申込方法 市内の金融機関・郵便局にある申込書に必要な事項を書き、納税通知書と通帳、届け出印を持参し、窓口で申し込む。

コンビニでも納付が可能です

全国のコンビニエンスストアで休日・夜間でも納付ができます。ただし、バーコードのない納付書は使用できませんので、金融機関で納付してください。※月末が土日休日の場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

月	税の種類
4月	固定資産税1期
5月	軽自動車税
6月	市県民税1期
7月	固定資産税2期
8月	市県民税2期
9月	—
10月	市県民税3期
11月	—
12月	固定資産税3期(12月25日まで)
1月	市県民税4期
2月	固定資産税4期
3月	—

問合せ先 納税課☎(23)9810